新旧対照表　木密地域私道等無電柱化推進事業　補助金交付要綱

改正	現　行
木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱 ４都市整防第 680 号 令和４年 12 月 22 日 改正　４都市整防第 924 号 令和５年３月 30 日 改正　５都市整防第 583 号 令和６年３月 31 日 改正　７都市整防第 913 号 令和８年３月 31 日	木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱 ４都市整防第 680 号 令和４年 12 月 22 日 改正　４都市整防第 924 号 令和５年３月 30 日 改正　５都市整防第 583 号 令和６年３月 31 日
中略	中略
第１　目的 この要綱は、制度要綱第２第１号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する特別区及び市（以下「区市」という。）並びに土地所有者又は土地所有者と契約を締結し、調査・設計、工事若しくはコーディネート業務を行う会社に対して、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。	第１　目的 この要綱は、制度要綱第２第１号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する特別区（以下「区」という。）又は土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計又は工事を行う会社に対して、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。
中略	中略
第６　補助金の交付申請等及び交付決定 １　この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、別記様式１－１及び１－２のうち該当する様式又は認定通知書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。 ２　知事は、前項の申請があった場合で、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。	第６　補助金の交付申請等及び交付決定 １　この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）に、別記様式１－１から１－２までのうち該当する様式又は認定通知書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。 ２　知事は、前項の申請があった場合で、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定通知書（様式第４号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
中略	

４　第７第２項の規定による一括設計審査（全体設計）の承認を受けたときは、第６第１項の交付申請は年度ごとに行うこととする。	
第７　一括設計審査（全体設計）の申請及び承認 １　会計年度が複数年にまたがる契約について、申請者は、第６条１項の規定による申請と併せて、同項による申請とは別に、木密地域私道等無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）申請書（第３号様式）による申請をし、都の承認を受けなければならない。 ２　都は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、一括設計審査（全体設計）申請書の内容を承認するときは、木密地域私道等無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）承認書（第４号様式）により申請者に通知する。 ３　申請者は、前号による一括設計審査（全体設計）の承認の内容に変更が生じた場合は、木密地域私道等無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）変更申請書（第５号様式）による申請をし、都の承認を受けなければならない。 ４　都は、前項の申請があった場合で、変更を相当と認めるときは、木密地域私道等無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）変更承認書（第６号様式）により申請者に通知する。	
第８　交付決定の変更等及び進捗状況報告 １　申請者は、補助金の交付決定後において、補助金額等の変更が生じた場合は、速やかに第６第１項の規定に準じて、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更申請書（様式第７号）に、別記様式１－１及び１－２のうち該当する様式又は見積を添付し、知事に申請するものとする。 ２　知事は、前項の申請があった場合で、変更を相当と認めるときは、交付決定を変更し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。 ３　申請者は、補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更申請書（様式第９号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、区市が行う次に掲げる変更については、この限りでない。 一　経費の配分の変更　補助対象事業費の３割以内（補助対象事業費の３割が 300 万円以下の場合、300 万円を上限とすることができる。）の流用 二　内容の軽微な変更　都と区市との間の個別協議により軽微な変更と認められたもの ４　知事は、前項に定める事業の経費の配分又は内容の変更を承認した場合は、東京都木密地域私道等	第７　交付決定の変更等及び進捗状況報告 １　申請者は、補助金の交付決定後において、補助金額等の変更が生じた場合は、速やかに第６第１項の規定に準じて、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更申請書（様式第５号）を知事に申請するものとする。 ２　知事は、前項の申請があった場合で、変更を相当と認めるときは、交付決定を変更し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。 ３　申請者は、補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業に要する経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更申請書（様式第７号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、区が行う次に掲げる変更については、この限りでない。 一　経費の配分の変更　補助対象事業費の３割以内（補助対象事業費の３割が 300 万円以下の場合、300 万円を上限とすることができる。）の流用 二　内容の軽微な変更　都と区との間の個別協議により軽微な変更と認められたもの ４　知事は、前項に定める事業の経費の配分又は内容の変更を承認した場合は、東京都木密地域私道等

無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更承認書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。	無電柱化推進事業補助金の経費配分及び内容の変更承認書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。
５　申請者は、交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたことにより当該補助金の交付申請を取り消す場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業の中止申請書（様式第 11 号）を知事に提出するものとする。	５　申請者は、交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたことにより当該補助金の交付申請を取り消す場合は、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業の中止申請書（様式第９号）を知事に提出するものとする。
６　知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、中止を承認するときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止の承認通知書（様式第 12 号）により、中止を承認しないときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止を承認しない旨の通知書（様式第 13 号）により、申請者に通知するものとする。	６　知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、中止を承認するときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止の承認通知書（様式第 10－１号）により、中止を承認しないときは東京都木密地域私道等無電柱化推進事業中止を承認しない旨の通知書（様式第 10－２号）により、申請者に通知するものとする。
７　知事は、必要と認める場合には、申請者に対し、随時補助事業の状況の報告を求めることができる。	７　知事は、必要と認める場合には、申請者に対し、随時補助事業の状況の報告を求めることができる。
８　申請者は、知事が前項に定める事業の進捗状況の報告を求めた場合、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業進捗状況報告書（様式第 14 号）により報告するものとする。	８　申請者は、知事が前項に定める事業の進捗状況の報告を求めた場合、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業進捗状況報告書（様式第 11 号）により報告するものとする。
第９　実績報告 申請者は、補助事業等が完了したとき、補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は第７条の一括設計審査（全体設計）の承認を受けた補助事業等において各年度の出来高が完了したときは、速やかに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業完了実績報告書（様式第 15 号）（以下これらを「実績報告書」という。）に、別記様式１－３及び１－４のうち該当する様式を添付し、知事に報告するものとする。	第８　実績報告 申請者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業完了実績報告書（様式第 12 号）（以下これらを「実績報告書」という。）に、別記様式１－３から１－４までのうち該当する様式を添付し、知事に報告するものとする。
第 10　補助金の額の確定 １　知事は、第９の規定による実績報告書を受けた場合、実績報告書の審査、現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査する。 ２　知事は、前項による調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金額確定通知書（様式第 16 号）により、申請者に通知するものとする。	第９　補助金の額の確定 １　知事は、第８の規定による実績報告書を受けた場合、実績報告書の審査、現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査する。 ２　知事は、前項による調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金額確定通知書（様式第 13 号）により、申請者に通知するものとする。
第 11　補助金の交付 知事は、第 10 の規定により確定した金額について、申請者から請求書（様式第 17 号）による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。	第 10　補助金の交付 知事は、第９の規定により確定した金額について、申請者から請求書（様式第 14 号）による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

第 12　申請の撤回 　申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請撤回申出書（様式第 18 号）により、補助金交付申請を撤回することができる。	第 11　申請の撤回 　申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請撤回申出書（様式第 15 号）により、補助金交付申請を撤回することができる。
第 13　補助金の交付の決定の取消し 中略 ２　知事は、補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 19 号）により、申請者に通知するものとする。	第 12　補助金の交付の決定の取消し 中略 ２　知事は、補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により、申請者に通知するものとする。
第 14　補助金の返還 １　知事は、第 13 第２項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されており、かつ、返還すべき金額があるときは、申請者に対し、期限を定めてその返還すべき金額の返還を命じるものとする。 中略	第 13　補助金の返還 １　知事は、第 12 第２項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されており、かつ、返還すべき金額があるときは、申請者に対し、期限を定めてその返還すべき金額の返還を命じるものとする。 中略
第 15　違約加算金 　知事は、第 13 第２号、第４号又は第７号の規定による交付決定の取消しにより補助金の返還を命じるときは、次の各号の規定により、申請者に違約加算金を納付させるものとする。 中略	第 14　違約加算金 　知事は、第 12 第２号、第４号又は第７号の規定による交付決定の取消しにより補助金の返還を命じるときは、次の各号の規定により、申請者に違約加算金を納付させるものとする。 中略
第 16　補助金の経理 中略	第 15　補助金の経理 中略
第 17　監督等 中略	第 16　監督等 中略
第 18　その他 中略	第 17　その他 中略

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年 12 月 23 日から施行する。

（要綱の効力）

２　事業の認定及び協議を受けた路線に係る補助金の交付に関しては、認定及び協議を受けた時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

（別表１）

（１）施行者が区市の場合

中略

（２）施行者が土地所有者の場合

ア　補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内　　容	補助対象事業費
①　調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑦までの費用の和
②　測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年 12 月 23 日から施行する。

（要綱の効力）

２　事業の認定及び協議を受けた路線に係る補助金の交付に関しては、認定及び協議を受けた時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

（別表１）

１）施行者が区の場合

中略

２）施行者が土地所有者の場合

ア　補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内　　容	補助対象事業費
①　調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑥までの費用の和
②　測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	

③　設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	
④　工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤　用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥　補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	
⑦　コーディネート費	私道等における無電柱化において土地所有者が実施する手続き等を委託する費用	

イ　補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助等がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

中略

③　設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	
④　工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤　用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥　補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	

イ　補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

中略